

柏市商店街活性化事業補助金交付要綱

制定 平成 30 年 2 月 27 日

施行 平成 30 年 4 月 1 日

(目的等)

第 1 条 この要綱は、活性化事業を行う商店会に対し補助金を交付することにより、商店街の活性を図り、もって本市の商業の振興に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和 60 年柏市規則第 29 号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 商店会 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する事業協同組合でその組合員の大部分が中小小売商業又は中小サービス業に属する事業を営むものによって構成されているものその他市長が適当と認めるものをいう。

(2) 商店街活性化計画 次に掲げる事項について定めた商店街を活性化するための事業計画をいう。

ア 活性化を図る商店街の現状及び特性

イ 活性化のための基本的な方針及び目標

ウ 活性化に資する事業の実施内容

(対象)

第 3 条 補助金の交付を受けることができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 商店会

(2) 活性化事業を合同で行うことを目的として複数の商店会で組織された団体

2 補助金交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）は次の各号に掲げる事業とし、その内容はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 販売促進事業

消費者参加型イベント，広告作成，装飾・看板設置等

(2) 商店街連携事業

第1号に掲げる事業のうち，複数商店街で実施する事業

(3) 商業環境等調査・分析事業

商店街の特性及び課題の調査及び分析

(4) 商店街活性化計画策定事業

商店街活性化計画の策定

(5) 地域課題対応事業

安全安心・防災対策，少子高齢化対策等

(6) ホームページ作成事業

ホームページの開設，改修，維持管理

(7) 空き店舗対策事業

施設整備・運営，テナント誘致等

3 補助金交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は，別表のとおりとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額及びその限度額は別表のとおりとする。

（申請）

第5条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は，商店会の会則及び会員名簿とする。

（標準処理期間）

第6条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は，90日とする。

（実績報告書提出期限）

第7条 実績報告の提出期限は，補助金の交付を受けた年度の末日までとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

1 施行期日

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 柏市商店街振興共同事業補助金交付要綱の廃止

柏市商店街振興共同事業補助金交付要綱（平成11年4月1日制定）は、廃止する。

3 柏市近隣商店街活性化事業費補助金交付要綱の廃止

柏市近隣商店街活性化事業費補助金交付要綱（平成10年9月1日制定）は、廃止する。

別表

対象事業	対 象 経 費			補助金の額	限度額
1 販売促進事業 2 商店街連携事業	左欄に掲げる事業に要する費用で右欄に掲げるもの。	報償費	各種謝礼，出演報酬，アルバイト代及び景品代	対象経費の2分の1以内の額	50万円 (商店街連携事業については150万円)
事務費		保険料，通信費，コピー費，消耗品費，会場使用料及び備品借上料			
印刷製本費		チラシ・ポスター・マップ等印刷費及び新聞折込費			
委託費		外注費用，廃棄物処理費及び広告委託料			
その他市長が適当と認める経費					
3 商業環境等調査・分析事業 4 商店街活性化計画策定事業	左欄に掲げる事業に要する費用で右欄に掲げるもの。	報償費	各種謝礼	対象経費の2分の1以内の額	事業毎に50万円
旅費		日帰りの先進商店街視察旅費（20パーセントを超える部分を除く。）			
事務費		会場借上費，委員会資料作成費及び報告書印刷費			
委託費		外注費用			
その他市長が適当と認める経費					
5 地域課題対応事業	左欄に掲げる事業に要する費用で右欄に掲げるもの。	報償費	各種謝礼，出演報酬，アルバイト代，景品代	対象経費の2分の1以内の額	50万円
事務費		保険料，通信費，コピー費，消耗品費，会場使用料及び備品借上料			
印刷製本費		チラシ・ポスター・マップ等印刷費及び新聞折込費			
委託費		外注費用			
備品購入費		機材購入費			
その他市長が適当と認める経費					
6 ホームページ作成事業	左欄に掲げる事業に要する費用で右欄に掲げるもの。	委託費	ホームページ作成・改修費，保守・管理委託料	対象経費の3分の1以内の額	100万円
事務費		サーバー使用料			
その他市長が適当と認める経費					

7 空き店舗対策事業	左欄に掲げる事業に要する費用で右欄に掲げるもの。	建物賃借料（ただし、開業から3年以内の期間に係るものに限る。）		対象経費の2分の1以内の額	50万円
		工事請負費	内外装費，電気工事費，照明器具・冷暖房・空調設備・水周り設備等の設置費 （ただし、開業前に取得するものに限る。）		200万円
		備品購入費	イス・テーブル・機材等の購入費 （ただし、開業前に取得するものに限る。）		50万円
		その他市長が適当と認める経費			50万円

いずれも，国，県及び市の他の助成制度の対象となった事業に係る経費は，補助対象経費から除くものとする。